

入会金及び会費に関する規程改正

現行規程の一部を次のとおり改めたいと存じます。

変更の内容は、次のとおりであります。（下線_____は変更部分であります）

現 行	変更後
【定款より】 第3章 会員 （経費の負担） 第7条 会員は、総会（法人法上の社員総会という。以下同じ。）の決議を経て別に定めるところにより、入会金及び会費を納入しなければならない。 【規程より】 （目 的） 第1条 本細則は、公益社団法人市川青色申告会定款第7条の入会金及び会費の額を定める。 （入会金）（条文省略） （会費の額） 第3条 会費の額は、次の各号に定めるところによる。 1 正会員の会費は、<u>12,000円</u>（年間）	【定款より】 第3章 会員 （経費の負担） 第7条 （現行どおり） 【規程より】 （目 的） 第1条 （現行どおり） （入会金） （現行どおり） （会費の額） 第3条 会費の額は、次の各号に定めるところによる。 1 正会員の会費は、<u>15,000円</u>（年間）